
はじめに ～知的財産権と税務の接点～

◎ 「無形の富」の時代

私が特許庁に就職したのは、バブル景気に沸いていた30年以上前のことです。初めての給与を手にしたとき当時の上司から、その初任給は私の10分の1ほどだったと聞かされたことがあります。時を経て現在の大卒初任給は、当時の私が手にした金額からほとんど変わっていません。

大学で教えている学生たちにこの話をすると、経済成長の実体験がない彼らは、まるでよその国の話を聞くかのようにキヨトンとした表情になります。バブル崩壊に始まる「失われた30年」を見届けてきた筆者は、かつての経済成長を支えた原動力は一体どこに行ってしまったのかと、考え込んでしまいます。

日本経済が低迷する要因については諸説あるものの、依然として日本人は勤勉であり、決して「ものづくり」をサボタージュするような国民ではないとすれば、経済成長を支える原動力が「有形の富」から「無形の富」へシフトしたという、いわゆるネオエコノミー時代到来説は、私の胸にストンと落ちる分析です。

こうした無形の富の量を測る指標のひとつとして、特許出願件数を挙げることができます。かつて日本の特許庁への出願件数は世界一を誇り、2001年には436,689件もの出願がありました。しかしその後は急速な減少傾向に転じて2020年には287,747件となり、今や中国・米国に次ぐ第3位の座に甘んじています（特許庁「特許行政年次報告書」）。

この数値で全てを説明できるわけではありませんが、少なくとも日本経済はネオエコノミー時代の到来に逆行するかのように「無形の富」を失い続けてきた事実を指摘できるのではないしょうか。

●富の源泉はモノから情報へ

一説によれば、世界の主要企業302社の保有する知的資産は、有形資産の1.5倍になるといいます。株式のファンダメンタルズ分析指標のひとつであるPBR（株価純資産比率）は、こうした知的資産の保有率と高い相関関係があるともいわれていますが、米国の上場企業などでは、PBRの目安といわれる1倍を大きく超える企業が多数存在しています。

実際に、いわゆるGAFAM等に代表されるIT企業の大半は、情報という知的資産を富の源泉として急成長を遂げており、また自社製品を製造する際にも自社工場を持たないファブレス経営が広く採用されています。

こうしたビジネスモデルは、やはりインターネットの出現によってもたらされたというべきもので、インターネットを通じて情報 자체に経済的価値が見出されるようになった結果、優れた情報を活用した製品やサービスを提供できる企業ほど高い成長を遂げてきたものと考えられます。

また「ものづくり」から得られる富についても、モノの生産者より「情報」をコントロールする者のほうが、より多くの富を得ることができるといわれており、前述のファブレス経営はその象徴ともいえるでしょう。

さらに、今般のコロナ禍では、さまざまな企業がテレワークに踏み切りましたが、その結果明らかになったことのひとつは、思いのほか不都合が生じなかつたことではないでしょうか。

特にものづくりを手掛ける企業にとって、現場での作業は不可欠の業務ですが、企画会議はWEBで行えますし、設計などの工程もテレワークで行うことが十分可能です。

これは、製品やサービス等に投入してきた労働というものが、実はそのかなりの部分がデジタル化された「情報」を創造する作業

であったことを意味しており、インターネットを通じてこうした「情報」の共有が思いのほかスムーズに行えることに気付かされた気がします。

してみると、私たちに求められる労働の質も、IT技術の進化とともに急速に変化してきており、情報という知的財産の創造へと比重を移してきていると考えることができます。

したがって、今後もDX化が加速度的に進むと予測されるアフターコロナの企業経営においては、日々創造されている知的財産を明確に把握し、これを富の源泉として積極的に活用する方向性に軸足を移すことができれば、コロナ禍を潮目として、日本経済は再び活力を取り戻すことができるのかも知れません。

こうした変化に呼応するかのように、上場会社の統治指針として金融庁と東京証券取引所が取りまとめる「コーポレートガバナンス・コード」では、2021年6月の改訂において知財に関する内容が盛り込まれ、取締役会は「人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。」という統治指針が示されています。

●知的財産権に係る課税の強化

課税制度は、税収をもたらす富に応じて柔軟にその内容を変化させることができます。したがって、富の源泉がモノから情報へと変移するのであれば、今後の課税は自ずと情報へ向かうものと予測することができます。既にOECDでは、GAFAM等を標的とする「デジタル課税」の導入が合意されています。

また無形の情報に対して課税しようとする場合、特に知的財産権には根拠法があり、定義が明確で捕捉が容易な情報であることから、税法の中に組み込まれやすい性質を有しているといえます。

さらに昨今では、知的財産権を利用した国際的租税回避行為も問題視されており、今後知的財産権に対する課税の強化が進めば、会計人にとって知的財産権に係る税務知識は押さえておかなければならぬ論点になってくるでしょう。

●本書の目的と構成

現行の税法における知的財産権に係る規定を調べてみると、思いのほか多くの規定をみつけることができるのですが、随所にさまざまな形式で分散して存在しており、この中から必要な情報を抽出するのは、なかなか困難な作業となるものです。

さらに税法と知的財産法とは内容の関連性が薄く、各々の専門領域の間には相当に深い谷があることから、知的財産権に係る税務を体系的に解説した実務書等は極めて少ないようと思われます。

本書の目的は、特に会計人を対象として、知的財産権に係る税法の規定をとりまとめて整理し、わかりやすく解説することにあります。その理解のためには、やはり知的財産法に係る基礎知識が必要不可欠です。

そこで本書では、税務に係る解説の前段として、知的財産法の初学者が内容を理解するのに必要と思われる「知的財産権の概要」を、第1章で解説しています。

第2章「知的財産権にまつわる固有の税務ポイント」では、税法ごとに主な論点を整理するとともに、該当する条文や通達等を表示して、その内容を直接確認できるようにまとめています。したがって会計人のほか、知的財産権の担当者にとっても、知的財産権に係る税法を知るための資料として活用することができるでしょう。

さらに第3章では「知的財産権の管理と活用」に係る基礎的な関連実務の解説を加えています。技術系のベンチャー企業等に関与する税理士の方々にとっても、経営指導のヒントとして活用していた

だければ幸いです。

最後になりますが、本書の刊行にあたり、構想から発刊に至るまで多くのアドバイスをいただいた株式会社日本法令の水口鳴海氏には、心より感謝の意を表します。

2021年12月

岩下 卓司

はじめに　～知的財産権と税務の接点～

第1章

知的財産権の概要

第1節 知的財産権の意義と分類	014
1 知的財産権の意義	014
2 主要な知的財産権制度	015
3 知的財産権の性質	017
(1) 財産権の存在自体を認識し難い	018
(2) 無断使用に対する探知が困難で権利侵害に 気付き難い	018
(3) 無制限の複製が容易	018
(4) 貨幣価値の測定が困難で会計上はオフバランスと なる場合が多い	018
(5) 権利の重層的利用関係が生じる場合がある	019
第2節 工業所有権の概要	020
1 各法の目的と保護対象	020
(1) 各法の目的	020
(2) 工業所有権の保護対象	022
2 工業所有権の登録要件	027
(1) 特許権の登録要件	027
(2) 実用新案権の登録要件	029
(3) 意匠権の登録要件	029
(4) 商標権の登録要件	030

③ 権利化までの手続きと費用	032
(1) 権利化までの手続き	032
(2) 発生する費用	034
④ 従業員が発明をした場合	036
(1) 職務発明	036
(2) 使用者原始帰属制度の導入	037
(3) 職務発明の定義	038
(4) 職務発明の取扱い	039
(5) 相当の利益	040
⑤ 工業所有権の効力	041
(1) 実施に該当する行為	041
(2) 権利の効力が及ばない場合	042
⑥ 工業所有権の実施権と実施料	043
(1) 実施権の種類	043
(2) ライセンス契約と実施料	046
⑦ 権利侵害と損害賠償請求	047
(1) 権利侵害	047
(2) 損害賠償請求額の算定方法	048
(3) 刑事上の保護	049
第3節 著作権の概要	050
① 著作権法の目的と特徴	050
② 著作権法の保護対象	052
(1) 保護要件「思想又は感情」	052
(2) 保護要件「表現されていること」	053
(3) 保護要件「創作であること」	053
(4) 保護要件「文芸・学術・美術性・音楽の範囲に 属すること」	053

3	▶ 著作物と著作権の種類	054
(1)	著作物の種類	054
(2)	権利の目的とならない著作物	057
(3)	著作権の種類	058
4	▶ 著作権の効力	059
(1)	著作者	059
(2)	著作権の譲渡とライセンス	059
(3)	著作権の保護期間	060
(4)	著作権の侵害と救済手段	060
(5)	著作権の制限	061
第4節 その他の知的財産権		064
1	▶ 回路配置利用権	064
2	▶ 育成者権	064
3	▶ 地理的表示	065
4	▶ 不正競争防止法	066
5	▶ 独占禁止法	067

第2章

知的財産権にまつわる固有の税務ポイント

第1節 法人税		070
1	▶ 権利の取得に要する費用	070
(1)	他から登録済みの権利等を取得した場合	070
(2)	自社で出願した場合	072
2	▶ 登録料等の期間按分	077
3	▶ 工業所有権等の減価償却	078

④ 工業所有権等の譲渡等の処理	082
(1) 譲渡等の対価の取扱い	082
(2) 使用料の取扱い	084
(3) ノウハウの頭金等の取扱い	088
⑤ 移転価格税制	090
(1) 移転価格税制の概要	091
(2) 独立企業間価格	092
⑥ 外国子会社合算税制（タックス・ヘイブン対策税制）	094
 第2節 所得税	097
① 権利の取得に要する費用と減価償却	097
(1) 原則的取扱い	097
(2) 例外的取扱い	100
② 知的財産権の譲渡に係る所得課税	102
③ 知的財産権の使用料等に係る所得課税	104
④ 変動所得・臨時所得の平均課税	105
⑤ 職務発明に対する補償金等の取扱い	108
(1) 発明者帰属が適用される場合	109
(2) 使用者原始帰属制度を導入している場合	112
⑥ 知的財産権に係る源泉徴収	114
(1) 知的財産権に係る源泉徴収の概要	114
(2) 職務発明に対する補償金等の源泉徴収	118
 第3節 消費税	125
① 知的財産権取引の国内外判定	125
② インターネット等を通じた役務の提供	127
③ 工業所有権等の譲渡等の時期	130

④ 知的財産権取引に係る個別論点	131
(1) 職務発明に係る補償金	132
(2) 海外からのソフトウェアの借り入れ	135
(3) 特許侵害に係る損害賠償金	137
(4) 弁理士が国外の代理人に立替払いをする料金	138
(5) クロス・ライセンス契約	139
第4節 相続税	141
1 知的財産権の相続	141
2 特許権等の財産評価	142
3 著作権の財産評価	145
第5節 印紙税	148
1 印紙税法上の無体財産権の範囲	148
2 無体財産権に係る個別論点	150

第3章

知的財産権の管理と活用

第1節 知的財産権の管理	154
1 管理の必要性	154
2 事業計画と一体となった知的財産戦略の策定	155
3 研究開発のパイロット機能	156
4 法務管理	157
(1) 権利侵害の早期の検知	157
(2) 侵害の予防	158
(3) 他者に対する侵害への対応	159

(4) 契約管理	161
(5) 特許管理	163
5 知的財産権の棚卸	165
6 社内の職務発明等の管理	167
(1) 職務発明規程の整備	167
(2) 営業秘密管理	168
7 管理を実現する組織づくり	170
第2節 知的財産権の活用	172
1 収益化	172
(1) クローズ戦略	172
(2) オープン戦略	173
(3) オープン・クローズ戦略	174
(4) ライセンス・フリー戦略	175
(5) 流通・流動化戦略	175
2 資金調達	177
(1) 知財担保融資	177
(2) クラウド・ファンディング	178
3 知的財産権の貨幣価値評価	178
4 その他の活用手法	180
(1) 知的資産のディスクローズ	180
(2) 土木・建設業の経営事項審査とNETIS	181
TOPICS 商標の3大機能	021
TOPICS 商標の類似判断	032
TOPICS 文化庁の著作権登録制度	051
TOPICS JASRACとは	063
TOPICS パテント・ボックス制度	096
TOPICS 税理士と知的財産リテラシー	183

知的財産権の税務と周辺実務

第1章

知的財産権の 概要

知的財産権の意義と分類

1 知的財産権の意義

知的財産権について解説するにあたり、はじめに知的財産とは何かという本質論について、若干の歴史を交えながらみていきます。

端的にいえば知的財産とは、「知的活動から生じた財産的価値を有する情報」と定義することができます。ここでいう情報には、言語で表現されたものに限らず、視覚や聴覚といった五感で感知できる全てのものが含まれます。

そもそも、私たちが享受している文化や文明と称するもの多くは、先人たちが情報として遺してくれた知的財産であり、先人の偉業を踏み台に新たな知的財産が創造されていくためにも、これを特定の者に独占させることなく、人類共有の財産として育んでいくことがるべき姿といえるのではないでしょうか。

人間を知的財産の創造へ向かわせる原動力は、何よりも知的好奇心にあるといえますが、さらに創造意欲を掻き立てさせようすれば、特別に知的財産を独占させるという発想も生まれてきます。

世界最古の知的財産制度といわれるもののひとつとして、古代ギリシャのシュリバスという都市では、独創的な料理を創作した調理人に対し、1年間の調理独占権を認めたという記録が残っているそうです。

この制度は、おそらく食いしん坊の為政者の食欲を満たすことが目的であったのでしょうか、「インセンティブ」という知的財産制度の効能をとてもわかりやすい形で教えてくれる史実です。

その後も、中世ヨーロッパで鍊金術に対する技術特権が認められた記録もありますが、成文法のある知的財産制度の起源は、15世紀のベネチアで交付された「発明者条例」とされています。

この時代は、レオナルド・ダ・ヴィンチを輩出するなど、さまざまな文化・文明が花開いたルネサンス期にあたります。16世紀には地動説で有名なガリレオ・ガリレイが特許権を取得するなど、はじめて本格的な技術に対する制度運用がなされました。著作権の概念もこの時代に生まれています。

やがて17世紀初頭の英国で制定された「専売条例」では、知的財産権の基本的な考え方方が明確化され、産業革命の到来とともに近代的な知的財産法が成熟していくこととなります。

こうした経緯を経た現代の知的財産法では、さまざまな法令に基づく各種の知的財産権が保護されています。その意義は「先行発明者・創作者に与えられる法的権利」と表現することができます。また、その内容は「独占権」と「模倣禁止権」から構成されています。

2 主要な知的財産権制度

現在わが国で採用されている知的財産権制度は、保護対象に応じた根拠法令が定められています。

表1は、主要な知的財産権の種類を記載したものです。大抵の場合は、立法趣旨に応じた所轄官庁によって制度が運用されます。登録制度の有無や保護期間など、その内容は法令ごとに大きく異なり

ます。

権利の名称	根拠法令	保護対象	所轄官庁	実体審査	登録	保護期間
特許権	工業所有権法	特許法	発明	特許庁	有	要 20年
実用新案権		実用新案法	考案	特許庁	無	要 10年
意匠権		意匠法	意匠	特許庁	有	要 25年
商標権		商標法	商標	特許庁	有	要 10年 (更新可)
著作権	著作権法	著作物	文化庁	無	不要	70年
商号	会社法	会社の名称	法務省	無	要	一
回路配置利用権	半導体集積回路の回路配置に関する法律	回路配置	経済産業省	無	要	10年
育成者権	種苗法	植物の品種	農林水産省	有	要	25年・30年
地理的表示(GI)	地理的表示法	商品の名称	農林水産省	有	要	一
—	不正競争防止法	商品形態 営業秘密等	経済産業省	無	不要	—

表1 主要な知的財産権の種類

ちなみに「知的財産権」という用語は、ノウハウといった特定の法令に基づかない権利も含む、知的財産に関する全ての権利を包含した総称です。英語表記ではIntellectual Property Rightとなり、IPという略称も多用されています。

また税法の分野では、もっぱら「工業所有権」や「無体財産権」といった用語が使用されています。

工業所有権とは、特許庁の所轄する特許法・実用新案法・意匠法・商標法という4法によって保護される4種の権利を束ねた総称で

す。これら4法の総称として“工業所有権法”という場合もありますが、これはいわば通称・俗称であり、工業所有権法という法律が存在するわけではありません。

かつては知的財産に係る業界でも工業所有権という用語が用いられていましたが、昨今では工業以外にも知的財産権が関連する産業が拡大してきていることから「産業財産権」という用語が使用されるほか、より広い概念である「知的財産権」や「知的所有権」といった表現も多用されており、工業所有権はどちらかといえば税法の分野で使用され続けている古い用語といった趣もあります。

ちなみに、上記の「知的財産権」に対応したより広い概念を意味する税法用語として、工業所有権に「等」を付した「工業所有権等」という表現もあります。

税法や通達では「工業所有権」と「工業所有権等」は使い分けられています。とはいえ、同じ「工業所有権等」であっても、法人税基本通達2-1-16では「工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利に係る出願権及び実施権をいう。）」という定義がある一方で、法人税基本通達20-3-2では特別な生産方式やノウハウ等をも包含したより広い概念を意味するものとして使用されているなど、用語の意義が必ずしも統一されていません。通達等の解釈にあたっては注意が必要です。

3 知的財産権の性質

ここでは知的財産権への理解を深めるために、その性質についても言及しておきます。前述のように知的財産権とは、目には見えない法的権利であることから、以下（1）～（5）に掲げるような特有の性質を備えています。

(1) 財産権の存在自体を認識し難い

私たちの社会は知的財産権で満ち溢れています。さまざまな製品やサービス等を通じて他人の知的財産権を使用しているにもかかわらず、日常生活でその存在を意識する局面は限定的です。

これは知的財産権の性質というよりも、知的財産の実体である「情報」というものが備えた性質であるといえます。

(2) 無断使用に対する探知が困難で権利侵害に気付き難い

有形の財産であれば、他人の無断使用にすぐに気付いて警察に通報するのでしょうが、無形の財産である知的財産権は探知が困難で、積極的な監視を続ける限り権利侵害に気付くのが遅れてしまいます。

さらに他人の無断使用ばかりか、自身が他人の財産権を無断使用し、権利侵害を犯してしまっていることにすら気付けない場合もあります。

(3) 無制限の複製が容易

知的財産は「複製がきわめて容易」という宿命的な性質を備えています。

特に昨今のデジタル技術の進化は、ほとんどコストをかけずに無制限の複製を可能とし、さらにインターネットを通じて全世界に拡散させることも可能としました。

(4) 貨幣価値の測定が困難で会計上はオフバランスとなる場合が多い

知的財産権には株式のような取引市場がなく、また不動産のような取引実績のデータベースも存在しないことから、一般的に貨幣価

値の測定が困難です。

そのため企業会計への反映も難しく、多くの場合はオフバランスとなってしまうことから、租税回避行為のツールとして使われることもあります。

(5) 権利の重層的利用関係が生じる場合がある

これは特に特許権において顕著な性質で、知的財産権には他の財産権にはあまりみられない「権利の重層的利用関係」が成立してしまう場合があります。

これは図1に示すように、“A”という構造を有する特許Aの権利範囲の中に、“b”という構造を付加した特許A+bという権利を取得することが可能で、さらに“c”という構造を付加した特許A+b+cという権利も取得可能であるなど、ひとつの権利範囲の中に他の権利が独立して存在するという、あたかも鏡餅のような権利関係が構築されてしまうことを意味します。

知的財産権の本質は、他人が侵すことのできない絶対的な独占権ではなく、他人の実施を排除することができる排他的独占権なのです。この性質の理解が、知的財産権の活用や出願戦略等を検討するうえできわめて重要なポイントになります。

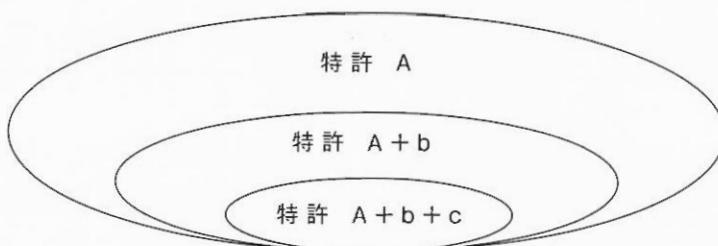


図1 特許権の重層的利用関係

工業所有権の概要

1 各法の目的と保護対象

(1) 各法の目的

工業所有権をはじめ知的財産権にまつわる法令には、固有の法目的があります。この法目的は知的財産権の種類によって大きく異なり、実務上の法令の解釈において極めて大きな影響を与える論点となりますので、ぜひ理解しておきたいところです。

特許法では、第1条に次のように法目的が明記されています。



第1条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

ここには発明者の権利保護といった思想は見当たらず、「産業の発達」を最終目的として設定し、その目的達成のために工業所有権というインセンティブを与えて発明行為を奨励しようとする、いかにも所轄する経済産業省らしい内容となっています。

なお、この「産業の発達」という法目的は、特許法のほか実用新

著者略歴

岩下 卓司 (いわした たかし)

税理士・弁理士。

岩下特許会計事務所所長。

1964年生まれ。熊本県出身。九州大学工学部卒業・大学院修了。

特許庁審査官を経て、税理士と弁理士のダブルライセンスを取得。

父親の税理士事務所を承継するとともに弁理士事務所も開業。

特許等の出願と税務会計のワンストップサービスを提供するとともに、知的財産権を活用した経営指導を行う。

地元の熊本大学では、非常勤講師として理工系の学生向けに「知的財産権」の講義を担当。